四　予報業務のための観測を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項（補完観測に係るものを除く。）を記載した書類（観測施設について法第六条第三項前段の規定により届出がなされている場合にあつては、その旨を記載した書類）

イ～ハ　（略）

五　（略）

六　特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けようとする者にあつては、事業所ごとに次に掲げる事項に関する計画書

イ　特定予報業務に関する説明を行う施設の概要

ロ　特定予報業務に関する説明を行う要員の配置の状況

ハ　特定予報業務に関する説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するための措置

七～十　（略）

３・４　（略）

（技術上の基準）

第十条の二　法第十八条第一項第五号及び第六号イの国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　土砂崩れの予想の方法に係る基準

イ　土砂崩れに関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における土砂崩れの発生その他の土砂崩れの状況を予想するものであること。

ロ　イの予報資料に係る気象の予想は、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　気象庁が行う気象の予想

(2)　気象の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者が行う気象の予想

(3)　気象関連現象予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者が当該気象関連現象予報業務のために行う気象の予想

ハ　イの予想は、土砂崩れに関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。

五　高潮の予想の方法に係る基準

イ　高潮に関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における潮位その他の高潮の状況を予想するものであること。

ロ　前号ロの規定は、イの予報資料について準用する。

ハ　イの予想は、高潮に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。

六　波浪の予想の方法に係る基準

イ　波浪に関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における波の高さ、周期及び波の向きを予想するものであること。

ロ　第四号ロの規定は、イの予報資料について準用する。

ハ　イの予想は、波浪に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。

四　予報業務のための観測を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類（観測施設について法第六条第三項前段の規定により届出がなされている場合にあつては、その旨を記載した書類）

イ～ハ　（略）

五　（略）

（新設）

六～九　（略）

３・４　（略）

（技術上の基準）

第十条の二　法第十八条第一項第四号の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新設）

（新設）